

救急医療用ヘリコプター(ドクターへり)相互応援に係る基本協定

(趣旨)

第1条 関西広域連合（以下「広域連合」という。）、香川県、愛媛県、高知県及び高知県・高知市病院企業団（以下「病院企業団」という。）は、広域救急医療体制の充実を図るため、広域連合、香川県、愛媛県及び高知県が運航事業を行う救急医療用ヘリコプター（以下「ドクターへり」という。）を応援のため相互に利用できることとし、そのために必要な基本的事項について定めるものとする。

(相互応援)

第2条 広域連合、香川県、愛媛県及び高知県は、それぞれが運航事業を行うドクターへりが既に出動している場合又は何らかの事情により出動できない場合に限り、相互応援のために相手方のドクターへりの出動を要請することができる。

(出動範囲)

第3条 ドクターへりの相互応援に係る出動対象地域は、原則として相手方のドクターへりの出動による救急医療が有用と認められる合理的な範囲とし、具体的な地域は実施細目で定める。ただし、災害発生時等緊急の場合は、当該地域外へも出動することができるものとする。

(患者搬送先)

第4条 ドクターへりの相互応援に係る出動による救急患者の搬送先は、原則として、要請元があらかじめ指定した医療機関とする。ただし、何らかの事情で受入れができない場合は、この限りでない。

(費用負担)

第5条 この協定に基づくドクターへりの出動に係る費用は、当分の間、出動する側の負担とする。ただし、今後の運航実績等により、見直しの必要が生じた場合は、広域連合、香川県、愛媛県、高知県及び病院企業団が協議して定めるものとする。

(事故等への対処)

第6条 ドクターへりの運航に起因する事故等については、運航業務受託者、広域連合、香川県、愛媛県、高知県及び病院企業団の責任において対処する。

(委任)

第7条 この協定の実施に関し、前条までに定めるもののほか必要な事項は、実施細目で定める。

(相互応援の推進)

第8条 広域連合、香川県、愛媛県、高知県及び病院企業団は、本協定の趣旨に鑑み、各ドクターへりの運航状況、運航体制及びその他諸条件を勘案しつつ、更なる相互応援の推進及び充実について、協議を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度広域連合、香川県、愛媛県、高知県及び病院企業団が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

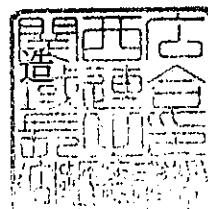
第10条 この協定は、令和5年7月1日から効力を有する。なお、本協定に係る効力発生をもって、平成30年6月5日に広域連合、愛媛県、高知県及び病院企業団の間で締結された救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）相互応援に係る基本協定は、その効力を失う。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、広域連合、香川県、愛媛県、高知県及び病院企業団が署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年6月6日

関西広域連合長

三日月大



香川県知事

池田 豊人

愛媛県知事

中村時広

高知県知事

瀬田省司

高知県・高知市病院企業団
企 業 長 村 岡

晃

